

## ◆コラム◆ 時代とともに 【連載 第69回】

山崎 泰彦

### 着地点の定まらない基礎年金底上げ措置

自民党内の調整に手間取っていた年金制度改革法案は、通常国会終盤の5月16日になってやっと国会提出された。難航したのは基礎年金の底上げ措置の扱い。政府原案では、29年の次期財政検証後に判断の上、「別に法律で定める年度以降の発動とすることを法案上に規定する」としていたが、国会提出法案ではこれを完全に削除した。参議院選挙への影響を懸念し、鬼門といわれる年金法案の争点化を回避したと見られる。

ところが、国会ではその基礎年金底上げ措置の削除が争点になった。立憲民主党は「あんこのないあんパン」としてこれを批判。日程的な制約があるなかで、立憲民主党野田代表の修正協議の求めに石破総理が応じ、自民、公明、立憲民主の3党の修正協議の結果、底上げ措置が復活し、6月13日、参議院で可決、成立した。

復活した底上げ措置とは、「政府は、次期財政検証において基礎年金と厚生年金の調整期間の見通しに著しい差異があり、基礎年金の給付水準の低下が見込まれる場合には、将来における基礎年金の給付水準の向上を図るため、基礎年金と厚生年金のマクロ経済スライドによる調整を同時に終了させるために必要な法制上の措置を講ずるものとする」（附則）というものである。

底上げ措置を法案から削除した理由について、石破総理は、国会答弁で「保険料、拠出金、積立金の関係がわかりづらいこと等から、国民の理解が得られるのかという賛成、慎重、両方の意見があり、専門家の意見でも分かれていた」と述べている。熟議にはほど遠い短期間の国会審議で、この状況が解消したとは考えられない。

政府原案において政府が用意していた底上げ措置とは、基礎年金拠出金の財源のうち、保険料で賄う部分については現行制度と同様に加入者数により按分するが、積立金で賄う部分については厚生年金と国民年金の積立金残高により按分することにより、基礎年金と報酬比例部分のスライド調整期間の一致を実現する。基礎年金相当分の積立金を制度横断的な共通財源とみなした厚生年金と国民年金の財政調整の導入である。

しかし、この底上げ措置については、積立金の「流用」という批判があり、この疑念を与党内でも払拭できず、国会提出法案では断念せざるを得なくなった。これについて、朝日新聞の社説（4月28日）は「政治家が自分の言葉で有権者に説明するには複雑すぎたことが、最大の壁ではなかったか」と言う。複雑さによるわかり難さにとどまらない。専門家からは制度間調整のあり方として問題を迫る批判があった。

設計思想の異なる厚生年金と国民年金の費用負担の調整方法としては、簡素でわかりやすく、公平な負担方式として、加入者数に応じた負担が定着している。医療保険でも同様である。積立金按分の導入は、この現行制度のルールを変更し、厚生年金と国民年金の実質的な財政統合を行うものであり、受け入れられない、という批判である（6月30日の年金部会での小野委員、権丈委員、是枝委員、佐保委員の発言を参照）。基礎年金の給付水準の向上に向けては、基礎年金45年化、適用拡大の促進など、改革の本筋に軸足を置いた議論を進めるべきだろう。

山崎 泰彦（やまさき・やすひこ）

神奈川県立保健福祉大学名誉教授

1945年生まれ。社会保障研究所、上智大学、神奈川県立保健福祉大学を経て、2011年より現職。社会保障審議会委員、社会保障制度改革国民会議委員、社会保障制度改革推進会議委員等を歴任。著書に『社会保障・税一体改革の十年』（社会保険出版社、2021年）、『社会保障—時代とともに』（販売：社会保険出版社、2025年）など。

